

I. 池田市小規模事業者支援給付金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の感染拡大に伴い、経営に深刻な影響を受けながらも、事業継続に努める、本市内の小規模事業者(従業員数5人以下)(※1、※2、※3)を対象に、「池田市小規模事業者支援給付金」(以下、「支援給付金」という。)を支給します。

※1 池田市内に事業所(主たる事業所等)を有する事業主であること

※2 令和3年8月31日以前に開業し、営業実態があること

※3 業種に関係なく5人以下であること

2. 支給対象者

支援給付金の支給対象者は、池田市内に主たる事業所を有する法人及び個人事業主です。

3. 支給額

法 人 5万円

個人事業主 5万円

II. 対象要件

池田市内で開業又は設立(以下「開業」という。)し、営業実態のある法人及び個人事業主で、下記の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 令和3年8月31日時点で、池田市内に主たる事業所(※4)を有していること。

法 人: 登記上の本店が池田市内にあること

個人事業主: 主たる事業所が池田市内にあること

(2) 令和3年8月31日時点で、従業員数が5人以下であること。(従業員とは、常時使用する従業員の数です。パート・アルバイトなど期間を限定して採用している従業員は含みません。また会社役員や個人事業主も含みません。(例.雇用保険加入者が5人以下等。))

(3) 令和3年8月31日時点で、協同組合、一般社団法人、公益社団法人、財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO)、任意団体、政治団体でないこと。また、国又は 地方公共団体が出資する法人(※5)は対象となりません。

※4 事業所とは

本支援給付金における事業所とは、継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所(例:事務所 等)をいいます。

自宅を事業活動拠点としている場合は、自宅を事業所として扱うことができます。

※5 国又は地方公共団体から金額の多寡を問わず出資を受けているなど国又は各地方公共団体において出資法人等(外郭団体、第三セクター含む。)として定義されている法人。

【留意事項】

次のいずれかに該当する者は、支給対象となりません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは池田市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者
- ・その他、本支援給付金の趣旨・目的に照らし、適当でないと市長が認める者

Ⅲ.申請手続き

1. 申請期間

郵 送:令和3年11月15日(月)から令和4年1月31日(月)(当日消印有効)まで

※支援給付金の申請は、郵送申請のみとなります。審査後、支援給付金の入金又は支援給付金不支給決定通知書の発送が行われます。不明点につきましては、「池田市小規模事業者支援給付金事務局(コールセンター)」(5ページ参照)にお問合せください。提出の際は、申請書類等に予め記入し、必要書類と共に封入のうえ、レターパックライトで発送してください。

2. 申請方法

(1)申請書類等のダウンロード・印刷

本支援給付金の申請にあたっては、以下の「池田市小規模事業者支援給付金」ホームページから、支援給付金の申請に必要な「池田市小規模事業者支援給付金申請書」(様式1)及び「誓約書」(様式2)をダウンロードし、印刷してください。

【池田市小規模事業者支援給付金ホームページ】

(URL)

<https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/siminseikatsu/chiikikassei/syogyo/jigyoshashien/13158.html>



※池田市役所 7 階 商工労働課、池田商工会議所でも申請書類を配布しています。

(2)申請書類の提出(郵送(レターパックライト)による受付) ※郵送のみ

必要事項を記載して押印した「池田市小規模事業者支援給付金申請書」(様式1)、「誓約書」(様式2)のほか、申請に必要な書類(7ページ以降参照)を全て揃えて、レターパックライトで次の宛先に郵送してください。

【申請書類の宛先】

〒563-0025

池田市城南1-2-1 シークビル 4 階 B号室

池田市小規模事業者支援給付金事務局

(注意)

・持参での提出はできません。必ず「レターパックライト(*郵便物の追跡ができます)」で郵送してください。

・郵送前には、「ご依頼主様保管用シール」を剥がし、追跡番号を保管してください。

・消費税増税前に購入された「レターパックライト」をご利用される際は、差額分の切手を貼ってご利用ください。

《申請書類に不足・不備があった場合》

申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合は、申請書に記載の連絡先に事務局から連絡いたしますので、追加で依頼した書類や不備を修正した書類を、特定記録や書留、レターパック等、記録が残る郵便により送付してください。郵便物の表面には、受付番号(事務局から不備の連絡を受けた場合のみ)を記載するとともに、「不足(修正)書類在中」と大きく朱書きで記載してください。

【注意】申請書類が全て確認できた後、審査を行います。

IV. 支援給付金の支給

支援給付金の支給の決定、通知

- (1) 審査の上、申請内容が適正と認められる時は、「池田市小規模事業者支援給付金事務局」より、申請書に記入いただいた金融機関口座に支援給付金を振り込みます。
- (2) 審査の結果、支援給付金を支給する決定をした時は、申請書に記入いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。

また、審査の結果、本支援給付金を支給しない旨の決定をした時は、後日、支援給付金不支給決定通知書を発送します。

V. その他

1. 支援給付金の支給の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、池田市は、支援給付金の支給決定を取り消し、支援給付金の返還を請求します。支援給付金支給決定取消通知書兼支援給付金返還請求書が届いた方は、請求書に記載されている手順に沿って、支援給付金を返還していただきます。
2. 申請後かつ支給前に対象要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合は、その旨を届け出てください。
届出をされる方は、池田市小規模事業者支援給付金事務局(5ページ参照)までご連絡ください。
3. 支給後に対象要件を満たしていなかったことが判明した場合は、その旨を届け出てください。
届出をされる方は、池田市小規模事業者支援給付金事務局(5ページ参照)までご連絡ください。
4. 支援給付金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、池田市は、事業所の活動状況に関する聴取などを求めることがあります。

5. 審査後は、提出された書類は一切返却しません。
6. 前項に掲げるもののほか、個人情報の取り扱いに関して、支援給付金の審査・支給に関する事務に限り、池田市が事務委託している事業者と共有する場合があります。ただし、その他の目的には使用しません。

VI. 問合せ先

支援給付金の申請等に関するお問合せ先として、次の事務局(コールセンター)を開設しています。

池田市小規模事業者支援給付金事務局 (コールセンター)

〔 開 設 時 間 〕 午前10時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始を除く毎日)

〔 電 話 番 号 〕 050-5306-2099

Ⅶ. 池田市小規模事業者支援給付金の主な流れ

法人・個人事業主

* 対象要件を満たす方



■ 申請書類等のダウンロード・印刷(必要事項を記載した上で押印)

「池田市小規模事業者支援給付金」ホームページ

<https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/siminseikatsu/chiikikassei/syogyo/jigyoshashien/13158.html>

* ネット環境やプリンターが無い方のために、以下の場所でも配布しています

池田市役所7階 商工労働課、池田商工会議所



■ 必要な書類を添付し、郵送提出

- ① 「池田市小規模事業者支援給付金申請書」(様式1)
- ② 「誓約書」(様式2)
- ③ 池田市の法人・事業所所在地の記載がある、直近の確定申告書の写し(税務署の受付印のあるもの)
法人の場合:「直近の確定申告書の写し(法人税確定申告書別表一(一))」(池田市の本店所在地の記載のあるもの)
個人の場合:「事業収入の記載がある、直近の確定申告書の写し(確定申告書B 第一表・第二表)」(池田市の事業所所在地の記載のあるもの)
※ 設立や開業後以降に申告時期を迎えていない場合は、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)や開業届など
- ④ 本人確認書類(免許証の写しなど)
- ⑤ 振込口座通帳の写し
通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピーと支店・口座・名義人がわかる画像の写し



【郵送】11月15日(月)から 1月31日(月)まで (当日消印有効)

申請書類の審査



支援給付金の支給・不支給の決定

■ 支援給付金の支給

「池田市小規模事業者支援給付金事務局」より、申し出いただいた金融機関口座に振り込み

■ 支援給付金の不支給

「池田市小規模事業者支援給付金事務局」より、支援給付金不支給決定通知書を送付

申請に必要な書類(法人の場合)

1. <法人用>池田市小規模事業者支援給付金申請書(様式1)
2. 誓約書(様式2)
3. 令和3年8月31日以前から、事業活動を行っていることがわかる書類
「直近の確定申告書の写し(法人税確定申告書別表一(一))」(池田市の本店所在地の記載のあるもの)
4. 法人代表者の本人確認書類の写し
5. 振込先確認書類

1. <法人用>池田市小規模事業者支援給付金申請書(様式1)

- ・「池田市小規模事業者支援給付金」ホームページでダウンロードした申請書に、必要事項を記入し、会社実印を押印してください。(印鑑証明書の提出は必要ありません。)

【注意】

登記上の本店が池田市内にある法人のみが申請可能です。事業所が本市内にあっても、本店所在地が池田市内でない場合は、申請の対象外です。

2. 誓約書(様式2)

- ・「池田市小規模事業者支援給付金」ホームページでダウンロードした誓約書に、必要事項を記入し、会社実印を押印してください。(印鑑証明書の提出は必要ありません。)
- ・誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者職氏名の欄は、必ず自署をお願いします。
- ・全ての誓約・同意事項にチェックが入っているか、確認してください。

3. 令和3年8月31日以前から、事業活動を行っていることがわかる書類

- ・池田市の本店法人所在地が記載されている、直近の確定申告書の写し(法人税確定申告書別表一(一))を提出してください。
- ・確定申告書は、税務署の受付印のあるものの写し又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを添付して提出してください。
- ・確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。

【注意】

設立後以降に申告時期を迎えていない場合は、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を提出してください。また、確定申告書で池田市の本店所在地が確認できない場合も、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)を提出してください。

4. 本人確認書類の写し

・法人の代表者の本人確認のために、次の書類のいずれかの写しを提出してください。いずれの場合も申請を行う日において有効なものに限ります。

- 運転免許証(表・裏の両方)
- マイナンバーカード(写真のある表面)
- パスポート(顔写真記載ページと所持人記入欄ページ)
- 住民基本台帳カード(表面)
- 各種健康保険証(表・裏の両方)
- 在留カード(表・裏の両方)
- 特別永住者証明書(表・裏の両方)

5. 振込先確認書類

- ・法人名義の金融機関(池田市小規模事業者支援給付金申請書(様式1)記載の金融機関と同じもの)の通帳の写し(表紙と通帳の1ページ目の見開きのコピー)を必ず提出してください。
- ・ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピーとネットバンキングの支店名・口座・名義人がわかるページの写しを必ず提出してください。

申請に必要な書類(個人事業主の場合)

1. <個人事業主用>池田市小規模事業者支援給付金申請書(様式1)
2. 誓約書(様式2)
3. 令和3年8月31日以前から、事業活動を行っていることがわかる書類
「事業収入の記載がある、直近の確定申告書の写し(確定申告書B第一表・第二表)
(池田市の事業所所在地の記載のあるもの)」
4. 代表者の本人確認書類の写し
5. 振込先確認書類

1. <個人事業主用>池田市小規模事業者支援給付金申請書(様式1)

- ・「池田市小規模事業者支援給付金」ホームページでダウンロードした申請書に、必要事項を記入し、認印を押印してください。

【注意】

池田市に主たる事業所がある個人事業主のみが申請可能です。事業主の住所が本市内にあっても、事業所を本市内に構えていない事業主は、申請の対象外です。

2. 誓約書(様式2)

- ・「池田市小規模事業者支援給付金」ホームページでダウンロードした誓約書に、必要事項を記入し、認印を押印してください。
- ・誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者職氏名の欄は、必ず自署をお願いします。
- ・全ての誓約・同意事項にチェックが入っているか、確認してください。

3. 令和3年8月31日以前から、事業活動を行っていることがわかる書類

- ・池田市の事業所所在地の記載と事業収入の記載のある、直近の確定申告書の写し(確定申告書B第一表・第二表)(税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものの写し)を提出してください。

※給与収入のみ、雑収入のみ、不動産収入のみの方等は、本支援給付金の対象となりません。

- ・確定申告書の個人番号(マイナンバー)を黒く塗りつぶしたものを提出してください。
- ・確定申告書は、税務署の受付印のあるものの写し又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを添付して提出してください。
- ・確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。

【注意】

確定申告書の写しがない場合等は、開業届出書、開設届出書、営業許可書、営業免許書、池田商工会議所会員証明書(池田商工会議所電話：072-751-3344)のいずれかを提出してください。また、確定申告書で池田市の事業所所在地が確認できない場合であって、上記の書類で所在地が確認できる場合は、上記のいずれかを確定申告書と併せて提出してください。

4. 本人確認書類の写し

・個人事業主の本人確認のために、次の書類のいずれかの写しを提出してください。いずれの場合も申請を行う日において有効なものに限ります。

- 運転免許証(表・裏の両方)
- マイナンバーカード(写真のある表面)
- パスポート(顔写真記載ページと所持人記入欄ページ)
- 住民基本台帳カード(表面)
- 各種健康保険証(表・裏の両方)
- 在留カード(表・裏の両方)
- 特別永住者証明書(表・裏の両方)

5. 振込先確認書類

・個人事業主名義の金融機関(池田市小規模事業者支援給付金申請書(様式1)記載の金融機関と同じもの)の通帳の写し(表紙と通帳の1ページ目の見開きのコピー)を必ず提出してください。

・ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピーとネットバンキングの支店名・口座・名義人がわかるページの写しを必ず提出してください。

様式 1

< 法人用 > 池田市小規模事業者支援給付金 申請書

池田市長 様

令和 3 年 月 日

「池田市小規模事業者支援給付金」募集要項の内容を了承の上、小規模事業者支援給付金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報		受付番号	
法人番号		業種	会社実印
法人名フリガナ			
法人名			
本社所在地の郵便番号	設立年月日		
本社所在地 (都道府県)	大阪府	本社所在地 (市町村)	池田市
本社所在地 (町字名、番地等)		従業員数 (5人以下)	人
代表者氏名フリガナ			
代表者氏名			
代表者役職			
代表者住所の郵便番号			
代表者住所 (都道府県)		代表者住所 (市区町村)	
代表者住所 (区町字名、番地等)			
担当者氏名			
連絡先電話番号		連絡先メールアドレス	

2. 支援給付金振込口座に関する情報

金融機関名			
支店名		金融機関コード	
預金種目	1. 普通 2. 当座	支店コード	
振込先名義カタカナ		口座番号	

様式 1

＜個人事業主用＞池田市小規模事業者支援給付金 申請書

池田市長 様

令和 3 年 月 日

「池田市小規模事業者支援給付金」募集要項の内容を了承の上、小規模事業者支援給付金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報

		受付番号	
フリガナ		業種	認印
屋号			
主たる事業所所在地の郵便番号		主たる事業所所在地の開業年月日	
主たる事業所所在地(都道府県)	大阪府	主たる事業所所在地(市町村)	池田市
主たる事業所所在地(町字名、番地等)		従業員数(5人以下)	人
代表者氏名フリガナ			
代表者氏名			
代表者役職			
代表者住所の郵便番号			
代表者住所(都道府県)		代表者住所(市区町村)	
代表者住所(区町字名、番地等)			
連絡先氏名・部署			
連絡先電話番号		連絡先メールアドレス	

2. 支援給付金振込口座に関する情報

金融機関名			
支店名		金融機関コード	
預金種目	1. 普通 2. 当座	支店コード	
振込先名義カタカナ		口座番号	

誓約書

私は、「池田市小規模事業者支援給付金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約・同意致します。

記

※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

私は、対象要件を全て満たしています。	<input type="checkbox"/>
風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者には該当しません。	<input type="checkbox"/>
池田市が支給要件に該当しないと判断した場合は、本支援給付金の返還に応じます。	<input type="checkbox"/>
池田市から、事業所の活動状況に関する聴取の求めがあった場合は、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
個人情報の取り扱いに関して、本支援給付金の審査・支給に関する事務に限り、池田市が事務の一部を委託する事業者を提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、池田市暴力団排除条例(平成23年池田市条例第20号)に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	<input type="checkbox"/>

令和 3 年 月 日

池田市長 様

所在地 _____

名 称 _____

代表者職氏名 _____ 印

※下線部については、法人の代表者又は個人事業主が自署・押印
(法人の場合は会社実印、個人の場合は認印)してください。

様式 1

記入例 <法人用>

<法人用> 池田市小規模事業者支援給付金 申請書

池田市長 様

事務局記入欄ですので、3年 月 日
空欄で結構です。

「池田市小規模事業者支援給付金」募集要項に基づき、小規模事業者支援給付金を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報

法人番号		●●●●●●●●●●●●●●●●●● (13桁)	受付番号	
法人名フリガナ		カブシキカイシャ イケダ	業種	会社実印
法人名		株式会社 池田	会社実印を 押印してください。	
本社所在地の郵便番号		●●●-●●●●		
本社所在地 (都道府県)		大阪府	本社所在地 (市町村)	池田市
本社所在地 (町字名、番地等)		●●1-1-1	従業員数 (5人以下)	● 人
代表者氏名フリガナ		イケダ タロウ		
代表者氏名		池田 太郎		
代表者役職		代表取締役		
代表者住所の郵便番号		●●●-●●●●		
代表者住所 (都道府県)		大阪府	代表者住所 (市区町村)	●●市
代表者住所 (区町字名、番地等)		●●町		
国内の金融機関に限ります。		ゆうちょ銀行もご指定いただけますが、記載方法が複雑ですので、下記リンクをご参照いただき、ご注意ください。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/ki_sk_kz_furikomi_ksk.html		

2. 支援給付金振込口座に関する情報

金融機関名	●●銀行	どちらかを丸囲みしてください	
支店名	●●支店		
預金種目	1. 普通 2. 当座	支店コード	●●●
振込先名義カタカナ	カブシキカイシャイケダ	口座番号	●●●●●●●● (7桁)

記入例 <個人事業主用>

<個人事業主用> 池田市小規模事業者支援給付金 申請書

池田市長 様

令和3年 月 日

「池田市小規模事業者支援給付金」事業主として、個人事業主として申請書を作成し、事業主として申請書を送付いたします。事務局長様へお送りいたします。事務局長様へお送りいたします。事務局長様へお送りいたします。

事務局記入欄ですので、空欄で結構です。

1. 申請者の情報

受付番号

フリガナ	イケダヤ		業種	認印
屋号	池田屋		認印を 押印してください。	
主たる事業所所在地の 郵便番号	●●●●-●●●●			
主たる事業所所在地 (都道府県)	大阪府	主たる事業所所在地 (市町村)	池田市	
主たる事業所所在地 (町字名、番地等)	●● 1-1-1		従業員数 (5人以下)	● 人
代表者氏名フリガナ	イケダ ハナコ			
代表者氏名	池田 花子			
代表者役職	代表者			
代表者住所の郵便番号	●●●●-●●●●			
代表者住所(都道府県)	大阪府	代表者住所(市町村)	●●市	
代表者住所 (区町字名、番地等)	●●町 2-2-2			
連絡先氏名・部署	●●●●			
国内の金融機関 に限ります。	ゆうちょ銀行もご指定いただけますが、記載方法が複雑ですので、下記リンクをご参照いただき、ご注意ください。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html			

2. 支援給付金受取口座に関する情報

金融機関名	●●銀行		
支店名	●●支店		
預金種目	1. 普通 2. 当座		
振込先名義 カタカナ	イケダハナコ	口座番号	●●●●●●●● (7桁)

どちらかを丸囲みしてください

様式 2

記入例 <法人・個人事業主>

受付番号

事務局記入欄ですので、空欄で結構です。

誓約書

私は、「池田市小規模事業者支援給付金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約・同意致します。

全ての項目にチェックが無い場合は、支給要件を満たしません。

※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

私は、対象要件を全て満たしています。	<input checked="" type="checkbox"/>
風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者には該当しません。	<input checked="" type="checkbox"/>
池田市が支給要件に該当しないと判断した場合は、本支援給付金の返還に応じます。	<input checked="" type="checkbox"/>
池田市から、事業所の活動状況に関する聴取の求めがあった場合は、これに応じます。	<input checked="" type="checkbox"/>
個人情報の取り扱いに関して、本支援給付金の審査・支給に関する事務に限り、池田市が事務の一部を委託する事業者に提供することに同意します。	<input checked="" type="checkbox"/>
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、池田市暴力団排除条例(平成23年池田市条例第20号)に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	<input checked="" type="checkbox"/>

令和 3 年 月 日

池田市長 様

ゴム印等を使用せず、代表者が自署してください。

所在地 _____

名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

※下線部については、法人の代表者又は個人事業主が自署
(法人の場合は代表者印、個人の場合は実印)

法人の場合は、会社実印を
個人事業主の場合は、認印を押印してください。

【問い合わせ先】

池田市小規模事業者支援給付金事務局（コールセンター）

〔開設時間〕 午前10時から午後5時

（土・日・祝日・年末年始を除く毎日）

〔電話番号〕 050-5306-2099